

報 第 4 号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について

標記の規則改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、次のとおり専決したので報告し承認を求める。

平成30年 4月18日 提出

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿

記

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和39年岐阜県教育委員会規則第11号)の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

〈根拠法令〉

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(略)

第二条及び第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和二十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

六、四五一人
三七二人
九八人
九人
三八四人
四、〇三六人
一八六人
四八人
五人
一九八人

を

六、五〇七人
三七二人
九七人
九人
三八九人
三、九七〇人
一八五人
四六人
五人
一九四人

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（新）

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び養護教諭及び養護助教諭	六、五〇七人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	養護教諭及び養護助教諭	三七二人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	学校栄養職員	九七人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	事務職員	九人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び養護教諭及び養護助教諭	三、九七〇人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	養護教諭及び養護助教諭	一八五人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	学校栄養職員	四六人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	事務職員	五人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	事務職員	一九四人

付則 略

（旧）

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び養護教諭及び養護助教諭	六、四五一人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	養護教諭及び養護助教諭	三七二人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	学校栄養職員	九八人
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	事務職員	九人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び養護教諭及び養護助教諭	四、〇三六人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	養護教諭及び養護助教諭	一八六人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	学校栄養職員	四八人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	事務職員	五人
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	事務職員	一九八人

付則 略